

遠隔臨場の実施要領（建築版） 特記仕様書

本工事（業務）は、遠隔臨場の対象であり、受発注者間の調整により遠隔臨場を実施することができるものとする。

なお、実施方法については「遠隔臨場の実施要領（建築版）」による。